

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正により、自動運行補助施設についての指定区間内の一般国道に係る道路占用料の額が定められたことに伴い、県道(指定区間外の国道を含む。以下同じ。)についてもこれに準じて定めるため、滋賀県道路占用料徴収条例(昭和44年滋賀県条例第25号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路管理者以外の者が県道に自動運行補助施設を設置しようとする場合の道路占用料の額を定めることとします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧					新								
本則および付則 省略 別表（第2条関係）					本則および付則 省略 別表（第2条関係）								
占用物件の種類		占用料			占用物件の種類		占用料						
		単位	所在地				単位	所在地					
			第2 級地	第3 級地				第4 級地	第5 級地	第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地
省略					省略								
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	省略				法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	省略							
新設					法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による	地 下 に 設 け る もの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

検知の対象として設置する導線その他線類	その他のもの		<u>13</u>	<u>9</u>	<u>8</u>	<u>7</u>
道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		<u>1本につき1年</u>	<u>1,000</u>	<u>730</u>	<u>610</u>	<u>540</u>
その他のもの	上空に設けるもの	<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>650</u>	<u>460</u>	<u>380</u>	<u>340</u>
	地下に設		<u>390</u>	<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>

法第 32 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,300	910	760	680
省略		省略			

		けるもの				
		その他のもの	1,300	910	760	680
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,300	910	760	680	
省略		省略				